

2002年9月24日

第8回仲裁検討会ヒアリング

東京大学法学部教授 落合誠一

1 消費者と事業者の仲裁契約の効力

(1) 消費者と事業者の仲裁契約の効力は、基本的に契約法のルールによって規律される。このことは、仲裁契約の成立についても同様である。すなわち、仲裁契約の成立および効力は、他に特段の規制がない限り、民法および商法によって規律されるが、消費者と事業者の仲裁契約は、消費者契約であるから、消費者契約法の適用もある。したがって、民法、商法および消費者契約法の規定により、消費者と事業者の仲裁契約が不成立とされたり、取り消されたり、あるいは無効とされることがあり得る。

(2) 消費者と事業者の仲裁契約の効力を考えるにあたっては、消費者紛争の解決手段の一つとして仲裁をどう評価するかが明らかにされねばならない。

結論的に言えば、仲裁には、他の紛争解決手段と比較した場合に、一定の有用性があることは無視すべきではないと考える。適切に設計された仲裁には、特に裁判と比較した場合に、費用、期間、手続の簡易性等においてプラスの面があり得ることは否定できないからである。したがって、手続的にも、また内容的（事業者よりのバイアスがないとの趣旨である）にも、消費者の正当な利益が十分考慮される仲裁であれば、消費者紛争においてもその積極的な活用が考えられてもよい。

(3) 消費者紛争解決手段としての仲裁をこのように評価するならば、消費者と事業者の仲裁契約の効力の問題は、消費者の正当な利益が十分考慮される仲裁が行われるための手段として、如何に契約効力論を活用すべきかとの問題であると理解される。

(4) A案は、上記(1)の規制のままだも、消費者の正当な利益が十分考慮される仲裁が行われるとする立場と考えられる。確かに消費者契約法10条の「公の秩序に関しない規定」に新仲裁法の規定（後記(6)の消費者仲裁法は設けられないとする）が含まれることになれば、10条の活用により、不当な仲裁契約に対して相当程度の対応が可能となるかもしれない。しかしいずれにしろ規定の解釈には幅があり、裁判所が積極的な解釈をしない場合には、仲裁契約が無効とされない可能性がある。したがって、A案による対応では、なお危惧を払拭できない。

(5) B-1案およびB-2案は、将来の争いに関する仲裁契約について消費者のイニシアティブによる離脱を尊重する立場である。B-1案は、当初からの無効の主張が許容され、B-2案では、解除権が認められる。しかしB-1案およびB-2案における問題は、消費者の正当な利益が十分考慮される仲裁であっても、仲裁が行われず、消費者に不利益が生じる可能性の存在である（消費者が自ら不利益を選択したのだから、差し支えないとの考えはとるべきではない）。この点、B-2案では、仲裁廷による消費者に対する説明があるから、消費者が自己にメリットのある仲裁契約を解除する場合は少なくなるで

あろう。これに対してB - 1案では、無効の主張を考える段階における情報提供は保障されていないから、消費者にとって十分メリットがある仲裁であるにもかかわらず、消費者が無効の主張をする場合が十分考えられる。

B - 2案においては、仲裁廷による消費者に対する説明義務は、仲裁廷に当事者が出頭した場合にのみなされる（出頭したときにはさらに口頭でも説明することにする）とする必要はないと考えられるから、出頭前の審理に先立ち説明の書面を送付し、消費者はその書面を見てから解除権の行使の有無を検討できるようにすれば、消費者は出頭の手間をかける必要なくして仲裁から離脱することが可能となる。

(6) B - 3案は、「一定の内容のもの」に限って無効とする趣旨の規定を設けるとするが、「一定の内容のもの」の具体的内容如何によっては、相当魅力ある案となり得る。消費者の正当な利益が十分考慮されるための必要条件を「一定の内容のもの」として規定上、具体的に書き込むことが考えられるからである。例えば、仲裁地、仲裁人の資格、仲裁費用の上限、仲裁期間等が考えられる。もっともこの考えを押ししていくと、新仲裁法には、消費者紛争解決のための仲裁の特則（いわば消費者仲裁法とも言うべきもの）を別途規定する方向も十分視野に入ってくる。この方向も検討に値すると考える。

(7) 以上の検討によれば、消費者の正当な利益が十分考慮されるための必要条件を具体的に書き込むことが可能であるならば、B - 3案がもっとも適当であり、それが困難であれば、B - 2案が妥当と思われる。

## 2 消費者と事業者の仲裁契約の方式等

(1) わが国においては、消費者紛争解決の手段として仲裁は一般的ではない。したがって、消費者にとってはなじみのない場合が多いから、仲裁に関する情報は、契約締結の時点において十分に提供されるのが望ましい（上記1(6)でふれた消費者紛争解決のための仲裁の特則（消費者仲裁法）が設けられるのであれば、現実にはその特則により仲裁が行われるから、状況は相当に異なることになる）。もっとも情報提供によるメリットと情報提供に要するコストとの妥当なバランスは、この場合にも十分考慮されねばならない。そうでないと、仲裁のコストが高くなり、結局のところ消費者の不利益につながるからである。

また消費者と事業者の仲裁契約の効力をどの程度強く考えるかによっても、契約締結時の情報提供の程度は、影響を受けると思われる。例えば、B - 1案のように消費者はいつでも任意にその効力を否定できるものであれば、契約締結時の情報提供は、それ程重裝備である必要はないことになろう。

(2) 前記1においてB - 2案をとる場合には、契約締結時の情報提供は、A案とC案を併せた対応が適当である。解除権はあるにしても、契約締結によって仲裁の拘束力は生じているからである。

### 3 消費者と事業者の仲裁契約の通知あり方等

簡易な方法の通知合意は無効とし、またモデル法 3 条 1 項は消費者と事業者の仲裁には適用せず、また公示送達手続の利用に賛成する。

### 4 国際的要素を含む仲裁における一方当事者が日本の消費者である場合の対応

国際私法上の公序の援用が可能となるのは、消費者保護に著しく欠ける場合に限られるから、当然に新仲裁法・消費者契約法の規定が公序の内容となるとは限らないとの解釈は十分成り立ち得る。そうだとすると、裁判所が必ず解釈として B 案の立場を採用するとの保障はないのではあるまいか。また強行法の特別連結の理論がわが法例の解釈としても可能かについても、周知の通り、見解が分かれている。したがって、この際、近時の立法例にならって、わが国も債権の準拠法に関する契約自由の原則の例外を認める A 案の採用が考慮されるべきである。

### 5 その他関連する事項について